

さっぽろグローバルスポーツコミッション
『北海道・札幌スノーリゾートエリア インバウンド・マーケティング調査業務』
仕様書

1 実施主体

さっぽろグローバルスポーツコミッション(以下、SGSC)
(事務局/公益財団法人札幌国際プラザ)

2 業務名

『北海道・札幌スノーリゾートエリア インバウンド・マーケティング調査業務』

3 業務の目的

SGSCは、北海道・札幌のスポーツ環境を生かした交流人口の拡大・地域活性化に資する事業を展開しており、その中でも特に、地域の強みであるウインタースポーツツーリズムの促進を重点に取り組んでいる。

今後、平昌、北京と続くオリンピック・パラリンピックによるアジアでのウインタースポーツムーブメントやバックカントリースキーブームにより、スキー・スノーボードを目的とした訪日外国人のさらなる増加が見込まれるところである。

については、現状の訪日外国人の正確な実態をマーケティング調査することで、旅行情報源やニーズなどを把握し、誘客方法など明確化し、今後の北海道・札幌エリアのプロモーション活動を進めるための戦略作りに生かすことを目的とする。

4 業務委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

5 業務委託費用の上限額

総額2,000,000円(消費税額を含む)を上限とする。

6 業務の内容

(1) アンケート調査票の作成業務

スキー・スノーボードをメインとした、ウインタースポーツツーリズムを推進するため、以下の基本項目を中心に、基本情報、旅行情報源、動機、

消費額や求めるニーズなど、今後の訪日外国人増加に向けてのプロモーション戦略作りに効果的な設問を考案する。

なお、アンケートの設問は、訪日外国人が簡単・短時間・直感的に答えやすい内容とし、SGSC と十分な協議のうえ決定する。

《基本項目》以下例示

「訪日外国人情報」…国籍、性別、年代、グループ人数、技術程度など

「消費額」…滞在期間中の観光、食事、スキー場での消費

「旅行・スキー場情報減」…入手経路、入手したい情報、課題点

「ニーズ」…スキー場の課題点、その他求めるコンテンツ

「その他情報」…スキー場以外の必要情報

「旅行動機」…なぜ北海道に旅行するに至ったか

「スキー場へのアクセス」…方法、不満点、改善点、希望

…など

《言語》

訪日外国人向けアンケートであることから、設問は英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の言語を併記する。

(2) スキー場におけるアンケート調査業務

平成 30 年 1 月上旬から 2 月 28 日までの間、SGSC の指定するスキー場において、訪日外国人を対象として、アンケート用紙の配布及び回収、集計を行う。

① スキー場でのレンタル、レッスン（スクール）、隣接リゾートホテル を利用している訪日外国人へのアンケート調査

- ・SGSC は、スキー場への依頼・アンケート手順の周知、アンケート票・ノベルティの送付を行う。
- ・受託者は、各スキー場への進捗状況の確認（電話やメールなど）、回収先となること、回収確認を行う。

② スキー場での調査員による調査

SGSC の指定するスキー場のロッジ（スキー場の休憩場）に調査員を配置し、訪日外国人へアンケート調査を実施する。

なお、SGSC において当該調査の了解を得るものとし、受託者は営業の妨げにならないよう充分配慮して調査を行う。

(3) SGSC が指定する調査対象スキー場

スキー場については、「北海道スキープロモーション協議会」加盟と札幌の下記 16 スキー場で行うこととする。

※◎のついたスキー場については、(2)②調査員による調査も実施する。

《札幌圏》5 件

「サッポロテイネ」◎

「札幌国際スキー場」◎

「さっぽろばんけいスキー場」

「Fu's スノーエリア」

「札幌藻岩山スキー場」

《道央地区》3 件

「ルスツリゾート」◎

「キロロスノーワールド」◎

「マウントレースイ」

《ニセコ地区》4 件

「ニセコマウンテンリゾート グランヒラフ」

「ニセコビレッジ」

「ニセコアンヌプリ国際スキー場」

「ニセコHANAZONOスキー場」◎

《道北・道東》4 件

「サホロリゾートスキー場」◎

「星野リゾート・トマムスキー場」

「カムイスキーリンクス」

「富良野スキー場」◎

(4) アンケート調査の集計・分析・報告書の作成

実施したアンケート調査について集計・分析し、図表を用いたわかりやすい報告書を作成する。

(5) アンケートサンプル数及び回答者に対するノベルティ

アンケートサンプル数について、

(2)-①においては、総計 2,000 件以上を目標とする。

(2)-②においては、統計上必要な範囲の数において受託者で提案する。

ノベルティグッズは、上記必要数＋剰余分を考慮し SGSC が用意。

7 スケジュール

日程	内容
2017年12月下旬	契約締結、委託業務開始。
2018年1月上旬～2月28日	各スキー場にて調査実施
～3月31日	集計～分析～報告書作成～提出～事業完了

8 関係法令の遵守

受託者は業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

9 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。

また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

10 打ち合わせ等

受託者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、コミッションと常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うこと。

また、受託者は業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、発注者と協議のうえ実施するものとする。

11 特記事項

- (1) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、コミッション及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務履行に当たり、コミッションは、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) コミッション又はコミッションの関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめコミッションの承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二

次的著作物の利用に関する著作権者の権利)に規定する権利を コミ
ッションに無償で譲渡するものとする。

コミッションは、著作権法第 20 条 (同一性保持権) 第 2 項に該当し
ない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができ
るものとする。

- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権 (著作権、
意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他
の権利を侵害しないこと。
- (6) 本委託業務の成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその
他の紛争が生じたときは、受託者の費用及び責任においてこれを解決す
るものとし、かつコミッションに何らかの損害を与えたときはその損害
を賠償するものとする。
- (7) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個
人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (8) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わ
せてはならない。ただし、役務の性質上特にコミッションがやむを得な
いと認めた場合は、この限りではない。

12 成果物の提出など

アンケート調査・分析事業の成果物(報告書)の提出については、平成 30
年 3 月 31 日までに下記を納入すること。

- (1) 報告書データ
電磁的記録情報一式 (CD-ROM 又は DVD-ROM など) : 2 部
- (2) 報告書印刷物
10 部

以 上

【別記】個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

以 上